

印鑑登録の代理人申請について

印鑑登録証明書は、市民の皆様が不動産の売買契約や、金銭の貸借等のため、お使いになる大切な証明書です。

印鑑の登録は、登録する本人に直接窓口においていただき、登録する意思と本人であることを確認させていただくことが原則となっております。

しかし、病気、ケガやその他やむを得ない事由により、印鑑登録する本人が直接窓口においていただけない場合に限って、代理人（秋田市の住民基本台帳に登録されている15歳以上で、公的機関発行の写真付身分証明書をお持ちの方に限られます）により印鑑登録を申請することができます。

代理人による印鑑登録は、次の手順により行われ、申請から交付まで日数を要するため、申請日の即日交付はできません。

1 代理人は、①代理人選任届（印鑑登録をする本人がすべて自分で記入。登録しようとする印鑑を押印）、②登録をする印鑑、③代理人の身分証明（公的機関発行の写真付のもの）を窓口にお持ちください。

2 受付後、市から印鑑登録証に関する照会書を登録する本人へ親展で郵送します。

市内普通郵便の場合、配達まで2～3日（土日祝日を除く）かかります。「照会書」の受取をお急ぎの方は、上記1のほか、速達料金300円分の切手をお持ちください。

3 印鑑登録証に関する照会書の内容に間違いがなければ、必要事項を登録する本人がすべて自分で記入し、登録しようとする印鑑を押印します。

4 代理人は、回答期限（照会書送付の日から15日以内）までに①登録する印鑑、②代理人の身分証明（公的機関発行の写真付のもの）、③登録申請者本人の身分証明（マイナンバーカード、免許証、健康保険証または健康保険の資格確認書、年金手帳、預金通帳、キャッシュカード等本人の名前が記載されているもの。コピー不可）、④印鑑登録証に関する照会書を窓口にお持ちいただき、印鑑登録証の交付を受けます。

※登録できない印影等について

外枠が欠けたり減ったりしている場合、同一世帯で既に同じ印影やよく似ている印影が登録されている場合などは登録できません。その他の詳細については窓口の職員にお尋ねください。

※登録者本人が、病気などにより文字を書くことができない場合は、その旨を窓口の職員にお話しください。

【受付窓口・時間】

市民課・各市民サービスセンター（南部市民SC別館・東部・中央市民SCは除く）

平日 午前8時30分～午後5時15分

駅東サービスセンター 平日 午前9時00分～午後5時15分

問い合わせ先：市民課住民記録担当 018-888-5626